

令和2年度人事行政の運営等の状況について

九十九里地域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。
この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び九十九里地域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(4月1日現在)

| 区分 | R2 | R3 | 増減 |
|--------|-------|-------|------|
| 職員数 | 80人 | 80人 | 0人 |
| [条例定数] | [93人] | [93人] | [0人] |

(注1)職員数は一般職に属する職員数です。

(注2)職員数は、派遣者を含む人数です。

(2) 採用及び退職の状況(令和2年度:令和2年4月1日～令和3年3月31日)

| 採用者数 | | | 退職者数 | | |
|------|------|----|---------|------|----|
| 新規採用 | 中途採用 | 合計 | 自己都合等退職 | 定年退職 | 合計 |
| 2人 | 1人 | 3人 | 7人 | 0人 | 7人 |

(3) 年齢別職員構成(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|
| 職員数 | 4人 | 5人 | 4人 | 7人 | 10人 | 3人 | 6人 | 7人 | 7人 | 9人 | 9人 | 9人 | 80人 |

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、企業長、副企業長及び臨時職員等は除きます。

(4) 級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|-------------------------------|-----|--------|
| 9級 | 事務局長 | 1人 | 1.2% |
| 8級 | 次長 | 1人 | 1.2% |
| 7級 | 課長・場長・主幹 | 8人 | 10.0% |
| 6級 | (場長)・副課長・室長・副場長・副主幹・(班長)・(主査) | 11人 | 13.8% |
| 5級 | (副場長)・班長・主査 | 16人 | 20.0% |
| 4級 | 主査補 | 3人 | 3.8% |
| 3級 | 副主査・主任主事・主任技師 | 22人 | 27.5% |
| 2級 | 主事・技師 | 10人 | 12.5% |
| 1級 | 主事補・技師補 | 8人 | 10.0% |
| 計 | | 80人 | 100.0% |

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務については、定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされています。

当企業団では、地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)に伴い、これまでの人事評価の見直しを行い、平成28年度から新たな人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア) 令和2年度決算

(単位:千円)

| 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A |
|-----------|---------------|------------|------------------------|
| 7,961,671 | △ 1,626,222 | 654,340 | 8.2% |

(注) 職員給与費は、法定福利費(共済組合負担金等)を含めた額です。

イ) 令和3年度予算

(単位:千円)

| 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たり給与費 B/A |
|----------|---------|--------|---------|---------|-----------------|
| | 給料 | 手当等 | 期末勤勉手当 | 計 B | |
| 83人 | 312,598 | 89,040 | 127,015 | 528,653 | 6,369 |

(注1) 給与費は一般職の職員に係るもので、当初予算に計上された額です。

(注2) 職員数は臨時的任用職員を含む人数です。

(2) 職員の平均年齢、平均給与月額状況

| | 平均年齢 | 平均給与月額 | | |
|------------|--------|----------|----------|---------|
| | | 平均給料月額 | 諸手当 | |
| 令和2年4月1日現在 | 44.25歳 | 376,875円 | 317,424円 | 59,451円 |
| 令和3年4月1日現在 | 42.73歳 | 371,114円 | 314,126円 | 56,988円 |

(3) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

| | | |
|--------------------|-------------------------|--------|
| 1人当たり平均支給年額(令和2年度) | 1,539千円 | |
| 令和2年度支給割合 | 期末手当 | 2.55月分 |
| | 勤勉手当 | 1.90月分 |
| 加算措置の状況 | 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 | 有 |

② 退職手当(令和3年4月1日現在)

| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
|-------|-------------|-------------|
| 勤続20年 | 19.669500月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.039500月分 | 33.270750月分 |
| 勤続35年 | 39.757500月分 | 47.709000月分 |
| 最高限度額 | 47.709000月分 | 47.709000月分 |

(注) 退職手当は、当企業団が加入している千葉県市町村総合事務組合から支給されます。

③ 地域手当

| | |
|--------------------------|-----------|
| 支給実績(令和2年度決算) | 19,207 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算) | 240,087 円 |
| 支給率 | 支給対象職員 |
| 6% | 80人 |

④特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

| 区 分 | | 全 職 種 |
|--------------------------|---|--------------|
| 支給実績(令和2年度決算) | | 4,909 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算) | | 77,926 円 |
| 手当の種類(手当数) | | 6種類 |
| 手当の名称 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 浄水等作業手当 | 浄水場の運転及び水質検査に従事する職員 | 6,000円/月 |
| 活性炭注入手当 | 活性炭注入作業に従事した職員 | 280円/日 |
| 夜間作業手当 | 午後6時から翌日の午前5時までの間に現地において 次の各号に掲げる工事の監督又は作業に従事する職員 (1)導送水管布設等の工事 (2)漏水調査 (3)水処理施設に関する諸工事 | 200円/回 |
| 緊急出動手当 | 勤務時間外の突発的事故に対処するため自宅等から現 地へ出動した職員 | 500円/日 |
| 現場作業手当 | 現地において監督又は作業に従事する職員 | 150円/日 |
| 夜間特殊業務手当 | 浄水場の夜間における監視及び点検に従事する職員 | 1,000円/回 |

⑤時間外勤務手当

| | |
|--------------------------|-----------|
| 支給実績(令和2年度決算) | 16,549 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算) | 266,915 円 |

⑥その他の手当(令和3年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (令和2年度決算) | 支給対象職員1人当たり平均 支給年額(令和2年度決算) |
|----------------|---|-------------------|--------------------------------|
| 管理職手当 | ○管理又は監督の地位にある職員 給料月額8%~15%の範囲で支給 | 千円 8,672 | 円 510,110 |
| 扶養手当 | ○子 10,000円 ※16歳~22歳の子1人につき5,000円加算 ○上記以外の扶養親族 6,500円 ※職務の級が8級の職員は3,500円 ※職務の級が9級の職員は支給なし | 千円 8,481 | 円 282,683 |
| 住居手当 | ○借家・借間居住者 (家賃16,000円を超える場合に限る) 家賃額に応じて28,000円を限度に支給 | 千円 3,909 | 円 279,214 |
| 通勤手当 | ○電車・バスを利用する場合 定期券は最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円~33,100円を支給 | 千円 11,376 | 円 140,444 |
| 休日勤務手当 | ○祝日法による休日及び年末年始の休日 における正規の勤務時間中に勤務した 職員に支給 時間外単価の3.5割増×時間数 | 千円 75 | 円 9,317 |
| 管理職員 特別勤務手当 | ○管理又は監督の地位にある職員が臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営の 必要により、勤務を要しない日等に勤務 した場合に支給 ○管理又は監督の地位にある職員が災害 への対処その他の臨時又は緊急の必要 により週休日等以外の日の午前0時から 午前5時までの間に勤務した場合に支給 | 千円 39 | 円 9,750 |
| 夜間勤務手当 | ○正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間に勤務した職員 に支給 時間外単価の2.5割×時間数 | 千円 4,329 | 円 160,332 |
| 宿日直手当 | ○正規の勤務時間以外の時間又は休日 等に、本来の勤務に従事せずに宿日直 勤務をした場合に支給 | 千円 — | 円 — |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

| | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩 | 休息 |
|----------------|-------|--------|-------------|---------|
| 通常の 日勤職員 | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 | — |
| その 他の 職員 | 16:30 | 翌日9:00 | 1時間 | 30分(通算) |

(注)その他の職員は、浄水場の運転管理に従事する交替制勤務職員です。

(2) 休暇制度

① 有給休暇

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|--|--------------------------------------|
| 年次休暇 | 1年度につき最高20日付与される休暇 (20日を限度として翌年度に繰越すことが可能) | 1年度につき20日 |
| 療養休暇 | 職員が企業長の承認を得て、負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇 | 90日 (結核性疾患の場合は勤続期間 応じ、別に定める期間) |
| 特別休暇 | 職員が企業長の承認を得て、結婚、交通機関の事故その他の特別の事由により付与される休暇 | 必要と認める期間 |

① 無休休暇

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|--|---------------------|
| 介護休暇 | 職員が企業長の承認を得て、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子等の介護をするために付与される休暇 | 要介護者1人につき3年を超えない範囲内 |
| 組合休暇 | 職員が企業長の承認を得て、労働組合の業務又は活動に従事するために付与される休暇 | 1年度につき30日 |

5 職員の休業の状況

| 休業の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------|
| 育児休業 | 職員が企業長の承認を得て、子の養育のため付与される休暇 | 子が満3歳になる日の前日 (期間中は無給) |
| 部分休業 | 職員が企業長の承認を得て、子の養育のため時間単位で付与される休暇 | 子が満3歳になる日の前日 (1日2時間内、時間分減額) |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 |
|-------|----|----|----|
| 令和2年度 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注)分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

(2) 懲戒処分の状況

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|-------|----|----|----|----|
| 令和2年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注)懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的となされます。

7 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

| 区分 | 平均取得日数 | 消化率 |
|-------|--------|--------|
| 令和2年度 | 16.32日 | 44.09% |

(2) 育児休業・部分休業の取得状況

| 区分 | 育児休業 | | 部分休業 | |
|-------|------|------|------|------|
| | 取得者数 | 取得日数 | 取得者数 | 取得日数 |
| 令和2年度 | 0人 | 0日 | 0人 | 0日 |

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法が施行されました。

当企業団では、法の定めに従い、職員の退職管理の適正化に取り組んでまいります。

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の向上及び増進を目的として、山武郡市広域行政組合や日本水道協会などの外部機関が実施する研修に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

千葉県市町村職員共済組合及び千葉県市町村職員互助会に加入し、職員の短期給付(医療関係等)・長期給付(年金関係)事業等の福利厚生事業の実施を委任しています。

また、九十九里地域水道企業団職員厚生会において、慶弔時給付や人間ドックの利用助成等の事業を行っています。

| 区 分 | 令和2年度決算額及び内容 |
|---------------------------|--|
| 千葉県市町村職員共済組合による福利厚生事業 | 102,325,947円 (千葉県市町村職員共済組合に対する負担金) 短期給付(医療関係等)、長期給付(年金関係)等 |
| 千葉県市町村職員互助会による福利厚生事業 | 113,328円 (千葉県市町村職員互助会に対する負担金) 出産費助成金、各種保険事業等 |
| 九十九里地域水道企業団職員厚生会による福利厚生事業 | 720,000円 (九十九里地域水道企業団職員厚生会に対する補助金) 慶弔時給付、人間ドックの利用助成等 |
| 被服等の貸与 | 1,164,064円 作業服、安全靴等の貸与 |

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上等の災害による負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

なお、令和2年度の補償件数は0件でした。

(3) 労働安全衛生

快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理者・安全衛生推進者等を選任するとともに安全衛生委員会の運営により、職場における職員の安全と健康の確保に努めています。

また、職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うために定期健康診断を実施しています。